

改正行政手続法における意見公募手続の導入について

1. 改正の趣旨

政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。(平成17年6月成立,平成18年4月施行)

2. 概要

(1) 命令等の定義(法第2条第8号)

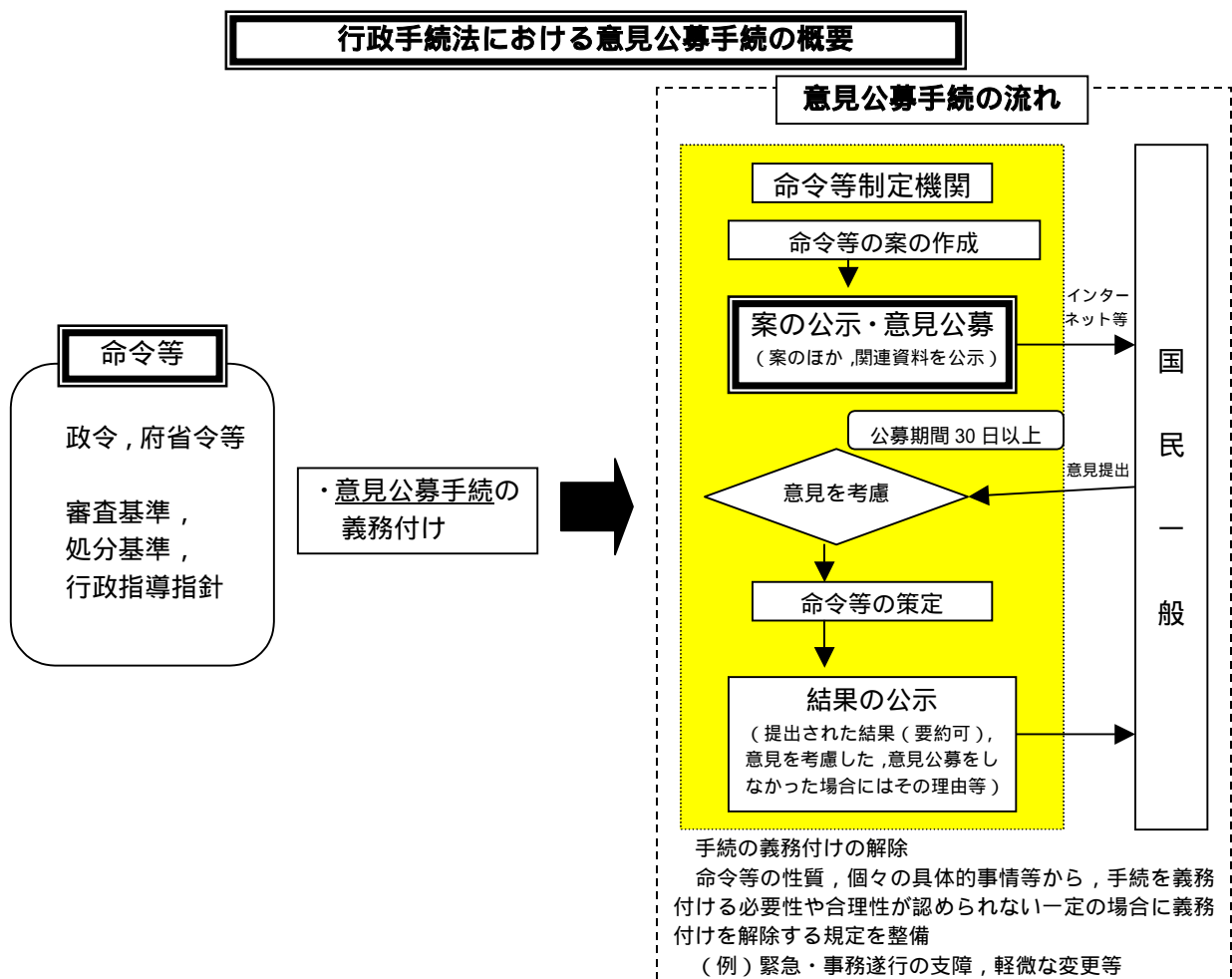
法律に基づく命令又は規則, 審査基準, 処分基準, 行政指導指針

(2) 命令等を定める機関に意見公募手続として次の内容を義務付(法第39条)

命令等の案や関連資料を事前に公示すること

30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行うこと
意見や情報を考慮すること

意見や情報の内容、これらの考慮の結果などを公示すること



3．神戸市への導入

行政手続法では地方公共団体は、命令等を定める行為に関する意見公募手続については適用除外となっているが、「この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(法第46条)」とされている。

本市においても、本法の趣旨をふまえて、議会の議決を要しない規則、要綱、要領などで定められている審査基準、処分基準及び行政指導指針を定める際に意見公募の手続を導入することが課題となっている。